

第二種特定鳥獣管理計画（第5期ツキノワグマ保護管理）（案）にお寄せいただいた御意見及び県の考え方

○ 県民意見の募集期間：令和3年12月28日（月）から令和4年1月26日（水）

一般県民意見（7名）※公表予定

番号	記載事項	御意見等	県の考え方
1	P.1 1.はじめに 「薪炭林は人々に利用されなくなり広葉樹として成林した森は野生動物が生息しやすい森となった」との記載について。	森に野生獣が生息しやすい場所となった理由としては、薪炭林の未利用だけではなく戦後、拡大造林された人工林が手つかずのまま荒廃化（森林整備の遅れ）していることも大きな理由であると考えますので、是非追記していただき、対策も検討・明記していただきたい。	手つかずのまま放置され、林床に光が当たらない人工林は、下層の植物が生育せず、生物多様性を貧弱にしている現状があります。 今後、それぞれの山にあった施業を実施し、豊かな森を作ってまいります。
2	P.4 6.ツキノワグマに関する現状に「長野県森林づくり指針に基づき、針葉樹、広葉樹、針広混交林をバランスよく配置するよう森林づくりを進めてきた結果」との記載について。	具体的にどのような森林づくりを行ってきたのか？ 県民には殆ど理解できていない状況だと思います。 身内を褒めるような記載は慎むべきだと思います。 また、前記したように、薪炭林の利用減少だけが獣の生息しやすい環境となった要因ではないと思います。 先見の目を持たずに、拡大造林という誤った国策を進めた結果、森林の荒廃に繋がったことが最大の原因であることを積極的に周知し森林整備を促進すべきでは。	長野県では、長野県森林づくり指針を策定し、その指針に基づいて森林づくりを進めております。 積極的な情報発信に努めてまいります。
3	P.5 イ クマ対策員・・・	①クマ捕獲に関わる猟友会員は専門知識を持つものに限るべきだと思います。 ドラム缶檻に蜂蜜を入れれば簡単に捕獲できてしまうこともあり、実際知識・経験レベルの有無にかかわらず、やりたい方が檻の管理をしています。 例えば子グマが入れば母グマが近くに潜伏している、メスグマが入ればオスグマが近くに…など知らない方は危険です。 適切な講習会等を受講させ、資格を与えるべきかと考えます。 ②管理計画で示されている数字や密度管理の情報を、捕獲に関わる猟友会員には都度知らせるべきだと思います。 末端にあたる捕獲者（狩猟者）はただその業務を遂行するだけでは、人が育たない。 責任も感じない。 より良い管理・	①クマを初めとする野生動物の生態学的な知識や捕獲行為に伴うリスク等、講習会等を通じて周知してまいります。 ②県の調査等で得られた結果については、県のHP等を通じ発信する様努めてまいります。

		<p>対策をしていくためには現場の人材育成は大事だと思います。</p> <p>③わたしが捕獲したクマはこの5年で20頭以上になりますが、すべて学習放獣です（再捕獲のものも含まれます）。学習放獣も大事な事だと思いますが、現場的な視点では人里は怖いから近づかない事より、ドラム檻の怖さを学習させている結果にならないかと心配です。一度捕獲され学習放獣されたクマが翌年スイートコーン圃場を加害した場合の捕獲が困難になると思います。昨年は電柵を設置した圃場にクマの侵入・食害がありました。足跡から子連れの母熊でしたが、ドラム缶檻を設置しても入らない。それどころか檻をゆすったりして扉を下ろしていく（複数回）。檻をよく知っているクマだと感じました。</p> <p>④わたし自身、クマは尊い動物だと考えています。人より強い動物が近くにいることも大事な事だと思っています。丹精込めて育てたコーンを食べられても、憎しみは持たないようにしています。ただやはり普通の農家の方たちは被害に遭うと「殺せ！」となります。こうならないためには、食害の被害農家にある程度の補償金が出ればいいのかと考えると、クマの餌代として、きちんと電柵で囲う等の条件付きでいかがでしょう。</p>	<p>③参考とさせていただきます</p> <p>④被害に対しての補償金制度は現在のところ検討しておりません。電気柵の設置に関しては各種補助金等もごさいますので、積極的に活用していただけるよう、情報を出していきたいと考えております。</p>
4	P.10 ③ 発生時期 及び 時間	<p>巡回・パトロールの状況から錯誤捕獲の時間は11時15時の間が多いので、この時間帯の行動が活発である。</p> <p>目撃・被害確認によると、くくり罠に架かった鹿、カモシカの捕食も、この時間帯が多い。</p>	<p>参考とさせていただきます。</p>
5	P.13 7 1 保護管理	<p>①人身被害件数の減の中に、人心被害も加える必要がある。</p>	<p>①人がクマの存在に怯えながら生活を強いられることも被害のひとつであると認識しています。そのため、人里での目撃情報を減少させることを計画の目標のひとつとし、対策に取り組んでまいります。</p>

		<p>②④錯誤捕獲を減少させるには架設しなければ無くなる。しかし、鹿・猪の捕獲要請があり、熊・カモシカの誤捕獲が生じた場合に『違法です』等と脅され、架設を控えてしまっている事実がある。</p> <p>②実例当地の水田水利の見回りコース・ウォーキングコース架設した罫に鹿が架かり、捕食中に3メートル程の距離での目撃が3回続き、人身事故防止の為に捕獲許可申請したが2回却下された。3回目に幹線道路上8メートル地点で、くくり罫に架かった鹿を捕食中の写真を付けて申請して許可が下りた。その直後に村長居住地と村議居住地に熊出没報告を振興局にした際、即時に捕獲許可の伝達があった。この事実、住民の多くを含め、この事実【付度】であると思っています。公平かつ信念のある判断・対応をすべきである。</p>	<p>②錯誤捕獲しにくいわなの研究や錯誤捕獲地点の分析を行い、錯誤捕獲の減少を目指してまいります。</p> <p>②クマの捕獲許可に関してはそれぞれの状況を考慮した上で行っておりますが、県民の方々に疑念を抱かせることの無いよう、適正な対応に努めてまいります。</p>
6	<p>P.15 地域区分の考え方 (ア) 主要生息地域に記載されている「奥山の森林地域」と(イ) 緩衝地域に記載されている「里山林地域について」</p>	<p>「奥山の森林地域」と「里山林地域」の定義が不明確で分かりづらい。一般市民から見れば木が生えていれば森林山林だと認識し、奥山と里山を区別する境目がわかりません。里山については、「集落周辺半径〇〇m程度の森林」とか「居住エリア周辺の半径〇〇m程度の森林」などといった県民にわかりやすい表現での記載を望みます。</p>	<p>土地利用の区分はそこに住む方々の土地利用の方法、野生鳥獣との関わり方により変化するものであり、画一的にエリアを定めることは適当でないと考えております。</p> <p>本計画において地域区分を定義した目的のひとつとして、ゾーニングの概念を提示し、人と自然の関わり方について意識を深めていただきたいことも含んでおります。</p> <p>ゾーニングエリアの設定については、県はできる限りのサポートを行いたいと考えておりますが、同じ地域に住む野生鳥獣とどのように関わっていくかという点に関して、最終的には、そこに住む住民の皆様に答えを出していただきたいと考えております。</p>

7	p.15	地域区分における排除地域は、人家と田畑が混在する地域で、200m 圏内に約 10 軒の人家がある場所は該当するものと解してよろしいでしょうか。	排除地域につきましては、200m 圏内に 10 軒の人家が存在することを目安とします。
8	p.23-24	第 4 期計画において、市町村職員と会話すると、地域振興局ごとの捕獲割り当てがあるとのこと。管理ユニットと地域振興局の管轄範囲とは必ずしも一致しないのであり科学的な捕獲頭数設定ではないとかねてから理解が及ばないのですが、第 5 期計画ではどのようにするのででしょうか。	捕獲上限数については地域振興局毎ではなく管理ユニット毎に設定していますが、便宜上、各地域振興局に目安となる数字を示しています。 次期計画においても、管理ユニット毎の捕獲上限数を基本とし、各地域振興局と連携をとりながら捕獲数の調整を図ります。
9	P.25~27 許可捕獲、表 5 地域区分ごとの許可方針について	計画文中に、「ツキノワグマの個体数増加に伴い、人里に定着する個体の増加や人身被害の増加」云々の記載がありますが、保護管理計画を策定する県自身が個体数の増加と人身被害の増加との認識であれば、県が積極的に個体数調整の対策を進めるべきで、全ての捕獲許可について県が関わる必要があると考えます。	人身被害の恐れがある場合、県による許可だけでは迅速に対応できないケースがあり、一部市町村からそういった要望もあったことから、人身被害を発生させないことを一番の目的とするため、市町村許可での運用を行うこととします。
10	p.26 地域区分 ごとの 許可方針	防除地域で対策をしようとしても、地形的・物理的に難しい場合は、捕獲を許可すべきであると考え。事例旧蚕室屋内で日本蜂箱の被害があったが、捕獲許可が出なかった。付近にはゲストハウスが 3 軒あり、学童も 3 人生活している。このような場合は、捕獲許可をすべきと考える。	捕獲許可については、その状況が様々であるので、状況をしっかりと把握した上で判断していきたいと考えております。
11	p.28	防除地域・排除地域における市町村許可のうち、「反復して出沒する個体」は、耳標等がなければ現実には特定が困難であり、事実上 捕獲許可はほぼできないと考えます。	対策を行っても同じエリアに短期間に繰り返し出沒する等、その場の状況から考えて同一個体である可能性が高い場合は、耳標によらなくとも捕獲許可の対象とします。
12	P.28 (防除・排除地域)	人身、農地において執着が強い個体を捕獲し、殺処分しない場合はチップを埋め込み GPS で位置管理し、被害地域に近づいた場合、ベアドッグ、模擬猛獣	参考とさせていただきます。

		等により追い払って自然界に戻すことが必要。 個体管理する場合、殺処分はなるべく最小限に。	
13	P.28 防除地域・排除地域	人や家畜がいる建物に侵入した個体に対して、『物置』・『倉庫』を含め加えて欲しい。	趣旨を踏まえて記述内容を修正しました。
14	P.29 (2) 春期捕獲 「専門家を含む保護管理協議等により、保護管理に関する計画を策定し、計画的に春期捕獲を実施して、その評価もできる体制が整った地域においては、春季捕獲を認める」との記載について	「専門家を含む保護管理協議」とは具体的に誰によるどのような組織での協議をいうのでしょうか。「その評価もできる体制が整った地域」とは具体的にどのような評価体制を指すのでしょうか。また、「春季捕獲を認める」とは誰のどのような目線での話でしょうか？ このような状況下では、春季捕獲について上から目線の「許可する」ではなく県も積極的に関わって進めていくべきと考えますので、「春季捕獲を推進する」としていただきたい。	「専門家を含む保護管理協議」→県職員、市町村職員、クマ対策員や県の研究員等を指します。 「その評価もできる体制が整った地域」→捕獲したクマの情報を確実に収集し、保護管理に繋げられる体制を専門家と共に考えていただきたいと思います。 「春季捕獲を認める」→許可権者である県が申請者に対して捕獲を許可する（認める）こととなります。 春季捕獲を推進するため、県は捕獲を許可することが役割のひとつとなるため、このような記載としております。
15	P.31 オ その他について	オ その他 → ケ その他 では？ これに関連して、ク錯誤捕獲と順番が入れ替わるはずです。	修正しました。
16	P.31 ク 錯誤捕獲	②サルは、小型檻には入らない。クマとサルの餌の好みは同じである。 ③脱出口から猪の脱出例がある。以前は有害や錯誤捕獲した場合、クマが鉄檻をかじって歯を損傷して生活に支障をきたすので捕殺していたが、昨今は損傷に関係なく放獣している。 ④又、地元区長・村議の捕殺要請を無視して放獣している。県独自の判断である。又、クマの出没には餌があるために出没するのであるから、栗・柿・檜どんぐりを全伐採すれば出没しなくなる旨の異論があった。	②参考とさせていただきます ③参考とさせていただきます ④捕獲以外の対策を行った上で、それでもなお出没、被害が発生する場合に捕獲許可を出す方針としております。

		⑤くくり罠 12センチ径やビニル被覆のついた罠でも効果はない。クマの指の2、3本で罠に架かった場合でも逃亡、脱出できない。	近くにクマの餌となるような樹木があるのであれば、目の前の個体を捕殺しても別の個体が出没し、出没と捕殺の繰り返しになるため、まずはその場所を利用させないための対策を推奨しております。 ⑤参考とさせていただきます
17	P.39 ④ オ	住宅地へのツキノワグマの出没しないように、防除地域で捕獲してしまう	人身被害のリスクが高まっている場合は捕獲もやむなしと考えておりますが、まずは防除地域に近づかせない対策を行う方針とします。
18	ツキノワグマ捕獲報告書	捕獲方法で、甲種及び乙種の名称が使用されていますが、当該名称は2002年の鳥獣保護法改正により廃止されています。廃止された用語をわざわざ用いる意図をお伺いします。また、ツキノワグマ対応記録表では銃器・箱わなの名称が使用されており、様式間で用語が統一されていませんが、その意図をお尋ねします。	現状に合わせて修正しました。
19	ツキノワグマ捕獲報告書(市町村許可)	駆除班で猟友会が掲げられていますが、鳥獣被害対策実施隊を加筆していただけないでしょうか。 ※猟友会はあくまで愛好会です。県民の生命・財産を守るのは公共の責任です。実態として、市町村から猟友会に協力要請があるでしょうが(多くの場合は業務委託契約もないままに)もし事故が生じたとき、ハンター 保険の対象になるのか疑問です(他には、銃殺しない不作為に対する県民からの苦情処理も心配です)。鳥獣被害対策実施隊の身分として現場対応等をするのであれば、事故が生じたときは公務災害・国家賠償請求なので安心して従事できます。市町村にもその意識をもってもらいたいものですし、県からも従事者の身分保障を指導していただきたい。	加筆・修正しました。 市町村等と捕獲実施者との関係性については研修等で周知してまいります。

20	その他	ゾーニングは、環境審議会で意見があったように、中山間地域等が多い長野県では設定困難ですから、有名無実化しないよう、来年度早々に市町村と協議してゾーニングを行うべきです(クマ出没→市町村へ相談→ゾーニングがされていないから対応がよくわからない→市町村が県に相談→県ではどうゾーニングするかわからないから市町村判断→結局何も対応できない、という流れが目に見えます)。また、このゾーニングは信州くらしのマップで公表すべきと考えます(県民としても、どのようにクマに向き合えばいいかより分かりやすくなります)。	排除地域については、迅速な対応が必要となるため、エリアの目安を設定します(出没対応マニュアルに記載)。それ以外の地域については各地域において人間の生活域、クマの生息域の範囲について十分に話し合い、徐々にその線を明確にしていきたいと考えています。
21	7計画の目標 (1)保護管理の目標①～⑤について	そもそも、個体数等を把握できないツキノワグマの「③個体群の安定的な維持」とはどのように図り確認していくのか疑問です。「錯誤捕獲数の減」とありますが、錯誤捕獲によって個体数が危機的に減少しているといったデータはなく、むしろ個体数の増加によって里地での出没や人身被害が増加していくばかりに思います。危険にさらされているのは県民であることを理解し、個体数の維持には錯誤捕獲による個体の調整も必要であることから、県民の生命財産を守る立場の県としては、錯誤捕獲であっても状況次第で個体数管理とする必要性を示していくべきだと思います。	県では捕獲された個体を分析し、個体群の動向を継続的に研究しています。それらの分析結果より、県内のツキノワグマの生息状況の傾向は掴めていると考えており、その動向を分析しつつ個体群の安定的な維持を図ってまいりたいと考えております。錯誤捕獲でツキノワグマが捕獲された場合には、鳥獣保護法に基づき放獣を原則としております。罾へのかかり方が十分でなく危険な場合等は捕殺もやむを得ないと考えておりますが、錯誤捕獲された個体を個体数調整として捕殺することは検討しておりません。
22	表3 地域区分の考え方 緩衝地域の対策方法例にある「除間伐や刈り払いによる林内の見通し確保」について	長野県では森林づくり県民税や森林環境譲与税を用いた森林整備事業を行っているようですが、どのような場所でどのように活用されているのか一般市民にはあまり知られていません。その理由としては市民の目に触れる場所・エリアでの活用が少ないからだと感じています。市民の目に触れやすく生活エリアに近い、県が定義する「緩衝地域(里山)」で、もっともっと税を活用した森林整備を進めれば、県民への森林税を用いた事業のPR効果と鳥獣対	参考とさせていただきます。

		策効果にもつながら一石二鳥ではないでしょうか。是非積極的に活用していただきたい。	
23	クマの個体数管理全般について	個体数の把握ができていない状況での保護管理計画は、絵に描いた餅と同じでは。 ツキノワグマに関しては、人命に直結する危険との隣りあわせです。県は個体数の調査・把握にもっと本腰を入れ、真剣に取り組んでいただきたい。	クマは生態学的な特性上、個体数管理ではなく、個体毎の管理が重要であるとされています。そのため、個体数の推定には幅がありますが、保護管理計画には支障が無いと考えております。また県では、捕獲された個体の分析を行い、各個体群の動向をモニタリングしています。これにより個体群の大幅な増加や減少があった場合はその都度保護管理計画の見直し等を検討しております。
24	全体について	信州は、自然保護体制作りを活発に活動して頂き感謝です。 事案の熊に対する計画ですが日本で唯一の大型野性動物の熊はとても臆病で自ら出向いて人間を襲わないので人間が熊出没情報出たら熊鈴や音を鳴らして出会わない様に学習する必要を感じます。 そして海外の熊の生態調査を調べると学習放獣に効果を認めてるので駆除を減らし共存の為に学習放獣体制を作り全国に広め熊の絶滅を防いで欲しい。 そして、猟友会の方々は生息数を正直に行政へ報告し行政も猟友会に生息数を調査させず専門家に委託して欲しい。 また会員の違法猟に厳罰を与えて免許剥奪と罰金子熊や雌熊、冬眠の熊への保護を徹底して欲しい。 お金目当て（熊は高価で取り引きされる）や虚栄心（熊を仕留めたのを偉いと勘違い輩）の猟師は免許剥奪して欲しいです。 全国での2020年の大量駆除は2度としてはいけません。 その為の対策を是非して欲しいです。	一般③ ご意見ありがとうございます。

		全国に先駆けた信州月の輪熊へは敬意と期待応援しております。	
25	全般	全体的に、過保護に重点を置き、人身・人心保護が疎かになっている。	どちらにも偏ることの無いよう、適正な管理に努めてまいります
26	全体	<p>「第二種特定鳥獣管理計画（第5期ツキノワグマ保護管理）(案)に関して現状報告と今後について述べさせていただきます。</p> <p>我が村は、長野県北部個体群と北アルプス北部個体群の2個体群で形成されており、クマは双方を行き来して生息しています。</p> <p>近年人里で頻りに目撃されておりとても危険な状況が多く発生しております。このような状況を改善していく一つの方法として春に人里に近づけないことが重要であると考えます。</p> <p>我が猟友会としてもクマと共存することはもちろん、人が被害にあわないために村と協力して見回りや安全確保のためのパトロールを実施しております。特に児童生徒が多く通学する場所や時間帯に強化して実施しておりますが、目撃情報は減少しません。</p> <p>これらの状況を少しでも少なくするためには、春先にクマに人里は危険だと知らしめる必要があると考えます。</p> <p>今後においても安全確保の協力は実施してまいります。前述の春先にクマに学習してもらうことの重要性を強く望みます。</p> <p>是非安心安全のためにも、各支部と連絡を取り合いながら状況把握と今後の方針について意見交換会等を設けていただき、管理計画を実施するよう希望いたします。</p> <p>今後ともご指導よろしくお願いたします。</p>	<p>次期計画ではクマに人里への忌避感を与えるため、これまで豪雪地域に限定しておりました春グマ猟を全県で行えることとしております。</p> <p>罟での捕獲が総捕獲数のほとんどを占めている現状では、クマが人に追われる等して、人への警戒心を持つ機会が少なく、春の銃器による狩猟はクマに人里へ近寄らせないようにするための重要な手段のひとつであると考えております。</p> <p>次期管理計画の内容につきましては、会議や研修等を通じて関係者に周知を図ってまいります。</p>
27	全般	①鳥獣被害・捕獲等の現状及び報告に対して、実際の『生息数』の調査実態に多大な誤差及び正確な調査・把握が出来ていない事を指摘する。生息地域・調査区域のメッシュ割や推測数の算定方法に誤りがある。	①現段階でクマの個体数を正確に把握する技術は確立されていないため、幅のある算定結果となることをご理解いただきますようお願いいたします。

		<p>②調査においては、移動距離を含め隣接市町村を跨ぎ、市町村独自の判断に加え、県が全体的に主導して市町村側にフィードバックする体制は必須である。</p> <p>父は、かつてのマタギの様なクマにて生業にする捕獲をしてはいない。生まれ育つ郷土の中で、野生鳥獣による農作物被害に遭うばかりでなく、生活を共にする住民がクマ被害を恐れ、農作物や果樹他の栽培から遠ざかる現状の中で、これ以上の衰退を避けたいと使命感もあり実行している状況である。</p> <p>私自身も同様である。前途のクマの出没・被害については、現在の少子高齢化・過疎化の実態の中では、耕作の出来ない場所となっているが元来は山林を含め生活域であった、緩衝するエリアがなくともクマとの共存はしていたのかと推測する。しかし、一度里山に出没したクマは、人間界の食を餌として生活圏に出没・被害を及ぼす。被害エリアの選定にもクマの習性などの知識等から判断もあるところだが、人間同様に環境の変化等から実態に適応できていない等の問題はあある。</p> <p>生活圏に出没・被害を及ぼす恐れがあれば、山林等の生活圏の外において捕獲することも手段だと考える。そんな方向への見解及び対応を求む。クマの生活圏が変化している、人の生活圏が狭くなっている現状で、本来の人間の生活圏が荒廃、農林業の衰退、生活形体を変えた衰退を招いている現状に対応・矛先の変化を求む。</p> <p>長野県がジビエを推進する、それは農作物や観光あつてのジビエであつて、地元県民の生活なくしては在りえない話である。クマ被害及びジビエ振興が県外民を含む観点重視になっている。長野県は豊かな県づくりに、移住者・新規農業就農者などが多くなっている。</p>	<p>②ご意見ありがとうございます。</p>
--	--	--	------------------------

		<p>しかし、実例には農産物を生業にと県外から移住、耕作放棄地を開墾・再生して農作物を作るも鳥獣害被害にて意欲を失い、志なかばに県外を含む別地域に移動するものが後を絶たない。また、我々の村では地産地消、農作物などで地域を活性化する等の方針・目的に山菜・農産物を栽培・収穫・販売している。</p> <p>長寿命化・健康化を推進する県の方針に合致した生活を送っている。しかし、クマの被害・出没は住民にとって重大な問題で、恐怖心や警戒心から田畑の耕作などを避けらざるを得ない実態となっていることを認識いただきたい。私は、生活圏に出没、侵入したクマは全捕獲であって問題ないと判断する。</p> <p>人間の生活圏に出没クマが被害を及ぼす可能性は間違いないからである。里山に戻す、保護の観点から必要な対応とも考えるが、被害を及ぼすクマの大半には捕獲の記録の痕のマーキングがあるのも事実である。</p> <p>生息数及び捕獲頭数の根拠となるデータや算出方法に、現在では慢性的や耕作を止めるなどの実態からクマの出没に関する情報が少なくなっている状況の中で、間違いなく人間界への浸食は進行している。人口比や面積比での机上判断だけでなく、人心被害や耕作意欲などの地域の特性、生活の特性を考慮した一般的でない、特性的な判断を求む。</p> <p>調査の方法に主導的なヒアリング等の対応があってもよいのではと。一部地域や住民意見に調査方法の見直しを求む。又、捕獲に対して頭部の持ち帰りを目にするが調査結果の報告をフィードバックされたことはなく、発表も報告もない。今後は、どのようなクマがいて、どうだった等の報告を地元にするべきであると考え。必ずしや情報が増えれば捕獲を求む方向にはなると考える。情報を発信しないことは問題視である。</p> <p>クマの調査や専門化が、独自の判断や知識から一方的は捕殺・放獣判断には至</p>	
--	--	---	--

		<p>ってはいないか。人間もクマも多様化に、色々なケースや変化がでてい ではないか。クマの調査・報告を目的にするだけでなく、今後 5 か年先の農 林業・農作物栽培、田畑の耕作など県民・住民の生活を考慮した特定鳥 獣管理計画であるべきである。</p> <p>先の地域の特性を考慮した上での判断であって、ブレのない判断を即時 に実行していただきたい。情報や申請の出先が変わり付度や偏りがあ ってはならない。長野県が全体的に判断して、担当者等が変われば異 なるといった平衡状態が乱れる、変化する計画内容でないことを求め る。クマの生息数の推移からの今後の計画であれば、県民に意見を求 めることはない。推測データから捕獲・捕殺頭数を判断されれば良い のだと。実情や表に出ない部分を考慮した計画であることを求む。</p>	
--	--	--	--